

掛川市中山間地域振興計画に対する 意見公募手続実施要領

1 募集の趣旨

意見公募手続とは、市の重要な計画や条例などを策定するときに、案の段階で公表し、その案に対する意見等を一定のルールに基づいて募集し、寄せられた意見等を考慮しながら最終案を決定するとともに、寄せられた意見等に対する市の考え方も併せて公表していく一連の手続きのことです。

掛川市は、平成25年4月に施行された掛川市自治基本条例に基づき「掛川市意見公募手続等実施要綱」を制定し、市の重要な施策の策定にあたっては市民からの意見を聴取することとしています。

この手続きに則り、掛川市中山間地域振興計画の策定にあたり、その検討方針を事前に明らかにするとともに、市民の皆様からご意見をいただきたく、以下の方法により意見の公募を実施します。

2 意見公募手続の対象

掛川市中山間地域振興計画

3 閲覧方法

- (1) 市ホームページ内「意見公募手続(パブリックコメント)」からダウンロード
- (2) 文書閲覧

- ・市役所本庁 3階 地域未来共創課地域振興係
4階 テラス 情報公開コーナー
- ・大東支所 1階 ホール
- ・大須賀支所 1階 地域支援係

4 募集期間

令和8年1月15日（木）から令和8年2月14日（土）まで

※ 郵送の場合は、令和8年2月14日（土）付けの消印まで有効とします。

5 募集方法

電子申請による意見の提出は、直接入力して申請してください。

電子メールによる提出は、住所・氏名・連絡先（電話番号またはメールアドレス）件名・意見（様式は自由）をご記入のうえ、送信してください。

紙面による提出は意見書を印刷し、FAX、郵送、持参にて提出をお願いします。

(1) 電子申請

<https://logoform.jp/form/r3tv/1237121>



(2) 電子メール

地域未来共創課 地域振興係 (chiikimirai@city.kakegawa.shizuoka.jp)

(3) FAX

FAX番号 0537-21-1165

(4) 郵送

〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所生涯学習まちづくり部地域未来共創課地域振興係

「掛川市中山間地域振興計画パブリックコメント」担当宛

(5) 持参

掛川市役所 本庁3階 地域未来共創課地域振興係

大東支所2階 地域支援係、大須賀支所1階 地域支援係

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

6 意見書式

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、『掛川市中山間地域振興計画の策定に関する意見』と書いて、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号またはメールアドレス）が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

7 ご意見の取り扱い

- ご意見に対して個別の回答はいたしませんのでご了承ください。
- いただいたご意見の概要や意見に対する市の考え方などは、個人情報を除いて、市ホームページで公表する予定です。
- 募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、意見公募手続（パブリックコメント）の意見として取り扱いません。

8 問合せ先

掛川市役所 生涯学習まちづくり部地域未来共創課地域振興係

電話 0537-21-1150